

○新沖縄県行政運営プログラム(仮称)【最終案】の検討について

質問等の概要	回答	担当課
<p>「Ⅰ 新たな行政運営の方向性」～「Ⅲ 具体的な取組内容」</p> <p>【川越委員】 「沖縄県における行財政改革の歩み」(4ページ)について</p> <p>継続性や、その時々課題対応などが理解出来た。 作成する側・審議する側は入れ替わるので、重要な資料だと感じた。</p>	<p>—</p>	
<p>基本理念の「多様な県民ニーズ」について</p> <p>最終案の修正を求めるものではないが、《県民ニーズに対応した「質」の高い行政サービス》について、 (1)「県民の声が、それぞれ実施項目の起点になっているのか」 (2)「そもそも県民ニーズを積極的に聴き、集約する部署があるのか」 (3)「具体的に、どこの場で、どのような方から出された声をもとに、実施項目化されたものなのか」などが分かりにくいと感じた。</p>	<p>本プログラムにおきましては「県民ニーズ」の把握等に関する手法等の記載はございませんが、実施項目を検討するに当たり県民の声を反映させることは重要なことと認識しております。</p> <p>ご指摘いただいた(1)及び(3)につきましては、県民意識調査での県民生活に関する重要度が高まっている「インターネットの接続」や「女性の社会参加」等項目を参考としつつ、デジタル技術の活用による県民サービスの提供や、女性活躍促進等に係る取組項目を設定しております。</p> <p>さらに、これまでの行財政改革の各取組に加え、事業等を実施していく中で直接県民から寄せられた意見、関係団体や各種会合、当懇話会等からいただいた様々な意見も基に、強化する必要がある項目・新たに取り組む項目等を庁内で検討し、実施項目としています。</p> <p>また(2)につきましては、広報課において県民からのご意見及びご要望を本庁舎等で「ご意見箱」を設置し受け付ける他、ホームページでも受け付けることとしており、ニーズの把握に努めております。</p>	<p>行政管理課</p>

質問等の概要	回答	担当課
<p>実施項目11-1 歳入金の適切な管理(未収金の解消)(29ページ)</p> <p>【東盛委員】 (1) 債権の数値目標が残高目標額になっているが、件数はどのような状況となっているのか。(他の個別番号も同様)</p> <p>(2) 未収金を発生させないための取組で、債権管理適正化調査員を活用しているが、どれだけの調査員を必要とするのか。教えてほしい。</p> <p>(3) 生活保護費の返還にあたっては、受給者の就労につながる支援対策(関係団体等への誘導)も行うべきではないか。</p>	<p>年度ごとの目標値に対する未収金の件数は次のとおりとなっております。</p> <p>(残高目標額に応じた件数)</p> <p>1. 生活保護費返還金 R5末2,226件(183,530千円)、R6末2,214件(181,789千円)、R7末2,201件(179,574千円)、R8末2,189件(176,987千円)</p> <p>2. 農業改良資金貸付金 R5末 236件(212,615千円)、R6末 220件(197,307千円)、R7末 206件(183,298千円)、R8末 193件(170,467千円)</p> <p>3. 県営住宅使用料 R5末13,191件(372,632千円)、R6末12,272件(346,309千円)、R7末11,517件(324,698千円)、R8末10,898件(306,955千円)</p> <p>(返済計画に基づく件数)</p> <p>1. 小規模企業者等設備導入資金貸付金 R5末21件(2,457,318千円)、R6末21件(2,401,218千円)、R7末21件(2,344,118千円)、R8末20件(2,288,018千円)</p> <p>※新規貸付はなく、計画に基づく分割返済のため、金額と件数の減少が合致しない。</p> <p>債権管理適正化調査員は、南部及び中部福祉事務所に各1人配置(計2人)しておりましたが、加えて令和3年度に南部、中部、北部福祉事務所に1人ずつ配置(計3人)し、合計5人に増員しました。 また、令和5年度からは不動産等の資産調査に特化した新たな調査職を設け、北部福祉事務所に1人配置を予定しております。 今後はこれらの調査員を活用し、未収金の発生防止に取り組んでまいります。</p> <p>生活保護制度は、生活に困窮する方の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。生活保護の適用に当たっては、その方が利用し得る資産、能力等を活用することが要件であることから、福祉事務所において主治医訪問等により、病状把握や稼働能力の調査を行った上で、就労の可否を判断し、就労を可とされた者に対しては返還対象の有無にかかわらずケースワーカーや就労促進指導員による就労指導、就労支援等を行っているところです。 なお、生活保護費の返還の主たる発生原因は、就労や年金の遡及受給等による収入の申告漏れにより生活保護費の過払いが生じたものとなっています。</p>	<p>財政課 ((2)、(3)保護・援 護課)</p>

質問等の概要	回答	担当課
実施項目23 教育委員会における働き方改革・女性活躍推進と職場環境の整備(63ページ)		
<p>【東盛委員】</p> <p>(1) 学校現場の過重労働・長時間労働に対してメンタルヘルス対策は実施しているが、教員の精神疾患数が減少していないのは相談しやすい環境下になっていないのではないかと。</p>	<p>本庁、出先機関、県立学校の教職員全員に健康相談ホットラインカード(電話番号、メールアドレス記載)を配布、周知するとともに、毎月「保健だより」を発行し、健康相談ホットラインの案内や、体と心の両面の健康づくりの情報を発信する等、相談しやすい環境作りに努めています。</p> <p>相談体制については、管理者を含む教職員からの身体面や精神面の相談を保健師が対応し、必要に応じて心理師や精神科医につなぐ等の対応を行っております。</p> <p>さらに、環境変化の大きい遠隔地異動職員及び新規採用職員全員に対し、心理師によるカウンセリングを実施し、早期の相談の体制づくりに努めています。</p> <p>引き続き働き方改革を推進し、教職員の身体面及び精神面の負担軽減に努めてまいります。</p>	教育庁総務課・学校人事課
<p>(2) 学校現場での職員と管理監督者のメンタルヘルス知識習得だけでは限界があるのでは。相談環境の整備として産業医の配置は必要ではないかと。</p>	<p>各県立学校には産業医を委託配置しており、職員50人以上の学校では、月に1度、産業医の来校時に、衛生委員会の開催とあわせて相談できる環境を整えています。</p> <p>また、健康相談ホットラインによる電話等相談も受け付ける等、相談先の選択肢を増やし、随時対応できる体制づくりに努めております。</p>	
<p>(3) また、心身ともに働きやすい環境づくりには、教員の人手不足の解消も必要だが、他の都道府県と比較して職員確保(正規率)はこの目標値で正しいのか。</p> <p>(2021年度の教員の精神疾患により休職した人数が199名と、過去10年間で最多との報道がある中で現在の教員配置数が適正なのかどうか。)</p>	<p>教員の正規率改善については、採用可能な最大数での新規採用を継続することや、令和5年度から実施の定年引き上げ等を踏まえて目標値を設定しており、全国並の正規率の達成に向けて取り組んでいるところです。</p>	